

旭川医科大学立替払事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年3月13日学長裁定)

旭川医科大学立替払事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学立替払事務取扱要項（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(経費)</p> <p>第2 立替払のできる経費は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 新規採用時に職員へ義務付けられる健康診断に要した費用</u> (新設)</p> <p><u>(7) その他、学長が緊急性又は業務遂行上やむを得ないと認められるもの</u> (立替払の請求手続き)</p> <p>第3 立替払を行った場合は、原則として立替払後1ヵ月以内に、当該立替払を行った者が、立替払請求書に領収証書等を添付して経理責任者に請求するものとする。<u>ただし、前条第6号に定めるものについては、この限りではない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年4月1日から実施し、改正後の第2第6号及び第3第1項の規定は、令和6年4月1日以降の採用者から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>立替払手続きについて、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(経費)</p> <p>第2 立替払のできる経費は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) その他、学長が緊急性又は業務遂行上やむを得ないと認められるもの</u> (立替払の請求手続き)</p> <p>第3 立替払を行った場合は、原則として立替払後1ヵ月以内に、当該立替払を行った者が、立替払請求書に領収証書等を添付して経理責任者に請求するものとする。</p> <p>(略)</p>